

広島市医師会運営・安芸市民病院指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市医師会運営・安芸市民病院 広島市安芸区畑賀二丁目14番1号
- (2) 設置目的
市民の健康保持に必要な医療を提供することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
一般社団法人広島市医師会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
一般社団法人広島市医師会
- (2) 非公募とする理由
安芸市民病院は、救急医療や小児医療といった公共性の高い医療や、緩和ケア、人工透析といった地域に欠くことのできない医療を提供する施設であり、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供する必要があることから、こうした医療を継続的・安定的に提供する能力を有するとともに、地元医師会や地域の病院・診療所との連携を円滑に図ることができる一般社団法人広島市医師会を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和8年4月1日～令和10年3月31日
安芸市民病院に係る今後の運営形態等を検討するため、指定期間を令和9年度までの2年間とする。
- (4) 管理の基準
ア 一般診療
イ 休診日
a 日曜日及び水曜日
b 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
c 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
ロ 診療時間
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ハ 受付時間
午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
ニ 夜間内科・外科外来診療
12月31日から1月3日までを除く土・日曜日及び休日の午後6時から午後11時まで
- (5) 業務の内容等
ア 安芸市民病院における診療及び検診に関すること。
イ 安芸市民病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
ウ その他市長が定める業務
エ 特記事項
イ 使用料等の収納事務（過誤納金に伴う還付事務を含む）を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
ロ 病棟等建替え事業の進捗に伴い、業務範囲が変更になる場合がある。
- (6) 配置人員
ア 150人を標準とし、医療需要等の変化を踏まえ必要な人員を確保する（収納事務に係る人員を含む。）。
イ 専門職員の配置
専門職員として、医師、看護師・准看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び管理栄養士を配置する。
ウ 防火管理者の配置
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（2年間分）
42億9,625万円
なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
また、病棟等建替え事業の進捗に伴い、指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。
- (8) 指定管理料の支払方法
ア 診療報酬に相当する交付金及び一般会計繰入金（企業債元金・利息、減価償却費、資産減耗費及び特別損失に係るものを除く。以下同じ。）に相当する額は概算払いとし、室料差額等の収入に相当する管理運営料については、確定払とする。

イ 支払時期は、診療報酬に相当する交付金については毎月、一般会計繰入金に相当する額については四半期毎、室料差額等の収入に相当する管理運営料については年度終了後とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当